

## 令和4年度 目黒区立学校における体罰等の状況について

### 1 目的

区内公立学校における体罰の実態を把握し、事案に対して適切な対応を講ずることで、各学校で体罰の根絶に向けた取組を推進し、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにする。

### 2 体罰等の状況

#### (1) 対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (2) 方法

- ア 児童・生徒、教員等からの日常的な情報提供
- イ 質問紙の配付及び聞き取りによる実態把握（令和4年12月）

#### (3) 調査結果の内訳（過去3年間）

年度 行為の分類		小学校			中学校		
		R4	R3	R2	R4	R3	R2
体罰		0	0	0	0	0	0
不適切な行為	不適切な指導	2	0	2	1	0	0
	暴言等	0	0	0	4	0	2
	行き過ぎた指導	0	0	0	0	0	0
計		2	0	2	5	0	2

【体罰等の内容】別紙参照

### 3 体罰等の根絶に向けた取組

#### (1) 各学校の取組

- ア 体罰根絶の宣言を行い、学校ホームページ等で公表
- イ 年2回の服務事故防止月間に、児童・生徒理解を視点とした体罰防止に係る校内研修等を実施
- ウ 年2回、全教職員が「服務事故防止のためのチェックシート」を用いた自己点検の実施

#### (2) 教育委員会の取組

- ア 「目黒区体罰根絶マニュアル」の作成と活用
- イ サービス事故防止、人権教育に関する研修の実施
- ウ 年1回、全教職員に対して、校長から聞き取りによる調査を実施
- エ 年1回、全児童・生徒に対して、質問紙による調査を実施

以 上

## <参考>法的根拠

### ○学校教育法

#### 第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

### ○学校教育法施行規則

#### 第二十六条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。
- 3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
  - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
  - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。
- 5 学長は、学生に対する第二項の退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。

目黒区立学校における体罰等の実態把握調査の結果の概要

1 令和4年度における体罰等の詳細

学校名	行為の分類	傷害の有無	概要	その後の対応
A小学校	不適切な指導	なし	行為者は、児童1名が授業中、他の児童に消しゴムを投げつけた後、再び投げつけようとするのをやめさせようとした際、当該児童の頭頂部を手ではたいた。	行為者は、当該児童に謝罪するとともに、保護者に事故の経緯の説明と謝罪を行い、理解を得た。 区教育委員会は、学校から事故報告書を提出させ、校長及び行為者から事情を聴取するとともに指導を行った。
A小学校	不適切な指導	なし	行為者は、朝の読み聞かせ中の私語について、廊下で児童らに指導していたところ、A児がB児の手袋を取り上げてB児の頬をたたいたのを見て、「何でそんなことするんだよ」と言ってA児の後頭部を手でたたいた。	行為者は、当該児童に謝罪するとともに、保護者に事故の経緯の説明と謝罪を行い、理解を得た。 区教育委員会は、学校から事故報告書を提出させ、校長及び行為者から事情を聴取するとともに指導を行った。
B中学校	暴言等	なし	行為者は、合唱コンクールのためのクラス朝練習時に、生徒1名が合唱祭実行委員でパートリーダーであるにもかかわらず、他の生徒に指示を出さず学習用情報端末を見ていたことについて指導した際、当該生徒に対し「クソ〇〇」と不適切な発言をした（〇〇は当該生徒の名前）。	行為者は、当該生徒に謝罪するとともに、保護者に事故の経緯の説明と謝罪を行い、理解を得た。 区教育委員会は、学校から事故報告書を提出させ、校長から行為者へ指導を行った報告を受けた。
C中学校	不適切な指導	なし	行為者は、理科室において授業中、石の観察に使用した一人一台の顕微鏡の片付け作業が不十分な生徒らに片付けを指導した際、右側にいた生徒1名の腹部を右手の甲でたたいた。	行為者は、当該生徒に謝罪するとともに、保護者に事故の経緯の説明と謝罪を行い、理解を得た。 区教育委員会は、学校から事故報告書を提出させ、校長及び行為者から事情を聴取するとともに指導を行った。

D 中学校	暴言等	なし	<p>行為者は、教室において、授業に集中せず回答できなかつた生徒に「バカだな～」などの配慮の足りない声掛けを行ったり机を蹴ったりした。</p>	<p>行為者は、当該生徒に謝罪した。また、当該生徒の学級担任から保護者に事故の経緯の説明と謝罪を行い、理解を得た。</p> <p>区教育委員会は、学校から事故報告書を提出させ、校長から行為者へ指導を行った報告を受けた。</p>
D 中学校	暴言等	なし	<p>行為者は、給食後の昼休みに、生徒1名に対し、「あんなにおかわりしたらブタになるぞ～」などと配慮の足りない声掛けを行った。</p>	<p>行為者は、当該生徒に謝罪した。また、学年主任から保護者に事故の経緯の説明と謝罪を行い、理解を得た。</p> <p>区教育委員会は、学校から事故報告書を提出させ、校長から行為者へ指導を行った報告を受けた。</p>
D 中学校	暴言等	なし	<p>行為者は、校外学習に向けた班活動の授業中、生徒1名に対し、「班長じゃないのか。バカだからかな～」などの配慮の足りない声掛けを行い、手で当該生徒の頭を小突いた。</p>	<p>行為者は、当該生徒に謝罪した。また、学年主任から保護者に事故の経緯の説明と謝罪を行い、理解を得た。</p> <p>区教育委員会は、学校から事故報告書を提出させ、校長から行為者へ指導を行った報告を受けた。</p>

体罰の定義

教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを**懲戒**という。懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を**体罰**という。体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。この体罰は、その態様により、**傷害行為**、**危険な暴力行為**、**暴力行為**に分類される。また、**暴言**や**行き過ぎた指導**は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

体罰関連行為のガイドライン

行為の分類		ガイドライン			
名称	特徴	内容	具体例	想定される事例	
体罰	傷害行為 (肉体的苦痛)	懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為  【直接的】強くたたく、殴る、蹴る、投げる等  【間接的】長時間にわたる正座・起立等	有形力の行使により、物理的な力の程度や肉体的苦痛の有無に関わらず、出血、骨折、歯牙破折、鼓膜損傷等の傷害を負わせた場合	●授業中ふざけていた生徒を数回注意したが従わず、さらに増したため、生徒を押し倒し骨折させた。 ●メールで友人の中傷を繰り返したため、事の重大性を分からせるため、頬を平手打ちし鼓膜損傷させた。	
	危険な暴力行為 (肉体的苦痛)		一歩間違えば重大な傷害を負わせる可能性のある、急所・頭部・頸部に対する、あるいは棒や固定物等を使用して有形力を行使した場合や、柔道等の格闘技の技を用いた場合、又は椅子を投げ当てるなどした場合	●学級会で協力せず、他の児童の迷惑になる行動をしている児童に向かって、椅子を投げ当てた。 ●柔道有段者の教員が、廊下で反抗的な態度の生徒を背負い投げし床にたたきつけた。	
	暴力行為 (肉体的苦痛)		頭・頬をたたき、突き飛ばす、足・臀部・脇腹を蹴る、髪を引っ張り引き倒す、長時間廊下に立たせる、長時間ランニングさせるなどした場合	●試合中にミスをしてチームが負けてしまったことの戒めとして、生徒の頬を複数回たたいた。 ●体育授業中、何度注意しても真面目にやろうとしない生徒が吐いたため、後ろから足を蹴った。	
不適切な行為	不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使	手をはたく(しっぺ)、おでこを弾く(デコピン)、尻を軽くたたき、小突く、拳骨で押す、胸倉をつかんで説教する、襟首を掴んで連れ出すなどの行為を行った場合	●宿題を忘れた児童に対し、罰として鼻をつまみ、また忘れたら鼻をつまむと予告した。 ●チャイムが鳴っても教室に戻らず遊んでいた生徒の襟首をつかみ、教室まで連れていった。	
	暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動	罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する、馬鹿にする、集中的に批判する、犯人扱いするなどの言動を行った場合	●授業中、解答を間違えた児童に、「犬のほうがおრიこうさん」と馬鹿にした。 ●事情を聴取している最中、答えない生徒に対し、棒で机をたたいたりして威嚇した。	
	行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導	目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導等	●毎日、休みなく練習を続けさせ、生徒は心身ともに疲労し、勉強する時間もなくなった。 ●普段練習時間が少ないことから、合宿で経験したことのない長時間の練習メニューを課した。	
指導の範囲内	肉体的苦痛や負担を伴わない	注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた、児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使	腕をつかんで連れて行く、頭(顔・肩)を押さえる、体をつかんで軽く揺する、短時間正座させて説諭する、寝ている生徒の肩をたたき起こすなどの、社会通念上妥当とみなされる行為を行った場合	●友達に暴言を吐き泣かせてしまった児童を正座させ、両肩を抑えながら説諭した。 ●授業中に騒いで立ち歩く生徒の腕をつかみ、教室の外に連れ出した。	
適切な指導	懲戒行為教育指導としての有形力の行使	学習指導や生活指導時における法令で認められた範囲の懲戒行為。スポーツ指導において、動きのタイミングを図る、注意喚起する、激励する、覚醒させるための有形力の行使	注意、警告、叱責、説諭、訓戒 頑張りに対し肩(背中)をたたきほめる、緩慢なプレーを大声で注意する、危険行為を大声で注意する、接触プレーを直接指導する場合	●授業中に物を投げた児童を注意し、残りの時間を教室後ろに立たせた。 ●大縄跳びの練習中、上手く中に入れなかった生徒の背中をたたきタイミングよく飛び込ませた。	
正当防衛 正当行為	肉体的苦痛を伴う有形力の行使	防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使	殴りかかってきた生徒をかわすために押す、喧嘩している生徒の間に割って入り双方を抱え込む、棒を振り回す生徒をさす股で押さえ込むなどの行為を行った場合	●化学の実験中に、多動傾向の生徒が塩酸のピンをもって暴れたため、体を抱え込んで押さえ付けた。 ●身だしなみを注意したところ、反抗してつかみかかってきたので、その腕をねじあげた。	
緊急避難		自己又は児童・生徒の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為	校舎から飛び降りようとする生徒を引き倒したなどの行為を行った場合	●情緒不安定となり4階窓から飛び降りようとした生徒を、教室側に引き倒した。 ●階段の手すりに腰掛けていた生徒を注意し、腕をつかんだところ、生徒が振り払おうとして転倒した。	